

平成 27 年 3 月吉日

工事関係取引会社各位

エルゴテック株式会社
安全衛生協力会事務局

安全衛生協力会互助会費・支部協力会費徴収の御案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、安全衛生協力会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当安全衛生協力会では、工事関係会社の出来高請求に対し、作業員の労働災害防止の為の安全衛生活動費・互助会規定による見舞金を担保する為の労働災害総合保険料を、支部安全衛生協力会費・互助会費として、毎月の出来高請求より下記規定により徴収させていただきます。

何卒、諸会費徴収の主旨をご理解頂き、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

I、互助会費（互助会規定第 3 条）

- 1) 正会員 ・各月の検収総額に対し、10,000 分の 3 を乗じた金額
(1 円未満は切り捨て)
- 2) 賛助会員 ・各月の検収総額に対し、10,000 分の 6 を乗じた金額
(1 円未満は切り捨て)
- 3) 検収総額が 10 万円未満は徴収しない。

II、支部安全衛生協力会費（協力会会則第 15 条の 2）

- 1) 会員（正会員・賛助会員）
・各月の検収総額に対し、10,000 分の 2 を乗じた金額
(1 円未満は切り捨て)
- 2) 検収総額が 10 万円未満は徴収しない。
- 3) 安全衛生協力会年会費は、各支部内規による。

※正会員：支部安全衛生協力会加入会社 賛助会員：支部安全衛生協力会未加入の会社

以下に安全衛生協力会互助会規定 6 条（見舞金の額）を記す。

1、見舞金の金額は、被害の状態又は程度に応じて、次の額以内の額とする。

イ) 死	亡	1,500 万円 (弔 慰 金)	ル) 後遺障害等級 10 級	200 万円	(障害見舞金)	
ロ) 後遺障害等級 1 級		1,500 万円 (障害見舞金)	ヲ)	11 級	150 万円	〃
ハ)		2 級 1,300 万円	ワ)	12 級	100 万円	〃
ニ)		3 級 1,100 万円	カ)	13 級	80 万円	〃
ホ)		4 級 900 万円	ヨ)	14 級	60 万円	〃
ヘ)		5 級 700 万円	タ) 休業日数：90 日以上	50 万円以内	(休業見舞金)	
ト)		6 級 600 万円	レ) 休業日数：60 日以上 90 日未満	30 万円	〃	
チ)		7 級 500 万円	ソ) 休業日数：30 日以上 60 日未満	20 万円	〃	
リ)		8 級 400 万円	ツ) 休業日数：15 日以上 30 日未満	10 万円	〃	
ヌ)		9 級 300 万円	ネ) 休業日数：4 日以上 15 日未満	5 万円	〃	

2、後遺障害等級は、労働基準監督署長の決定した障害等級に従うものとする。

以上